

開戦にいたる極東外交十年の推移

永 橋 弘 介

- 一　はじめ
- 二　満州事変
- (1) 錦州爆撃事件
 - (2) 上海事件
 - (3) 満州国建設
 - (4) 滿州國の承認と國際連盟脱退
 - (5) 天羽声明
 - (6) ロンドン海軍會議
 - (7) 広田三原則
 - (8) 綏遠事件
- 三　支那事変
- (1) 蘆溝橋事件
 - (2) 戰火上海に拡大
 - (3) トラウトマン工作
 - (4) 外相宇垣の和平工作
 - (5) 日独伊三国同盟
 - (6) 南進政策の強化
- 四
- 五
- (1) 仏印進駐
 - (2) 世界情勢の推移に伴う時局処理要綱
- 六　むすび

一 はじめに

一般に大東亜戦争の原因は満州事変であるといわれるが、必ずしも満州事変が原因であるとの証拠は明確なものではないようと思われる。アメリカの対日政策の変化、蔣介石の対日態度等を見るにつけても、満州事変以後の十年間にには、戦争を回避し得る可能性を示す機会がいくつか存在したのではないかと考え、一九三一年から一九四一年にかけての十年間の極東を中心とした外交の推移をたどって見る事にした。

大東亜戦争は概して軍部、特に陸軍のゴリ押によって誘致されたとされるが、総力戦の性格を持つ現代の戦争が、過激な一部の軍人の力のみによって実行されるのは不可能と考える。だとすれば当時の日本には、軍部を支持するか、あるいはこれに同調するかなり勢力の存在が予想され得る。正確な原因の究明には、陸、海軍、世論等の広汎な研究が必要とされるが、ここでは日本政治の中枢部の軍に対する態度、首相および主要な外交官の対外姿勢を中心考察することによって大戦原因の一端に接近したいと考える。

二 満州事変

第一次世界大戦後の不景気に加え、関東大震災が発生し、さらに一九二〇年代の末には、世界的な大恐慌が追打をかけ、日本は経済的な大打撃を受け、農村は疲弊し、娘を身売りに出すような家庭も現われ、都市には失業者があふ

れ、社会不安は日増しに増大して行つた。このような困難な国内問題を解決するために軍部は大陸進出の機会をうかがつていた。

中国においては排外運動が頻発し、その銳鋒は日本に向けられ、旅順、大連の返還要求、南満州鉄道の奪回、張學良による満鉄並行線の強行敷設、満鉄包囲線計画、鐵道借款の未払等の利権回収、不平等条約の取消や排日貨運動がまんえんし、満州における日本人の發展は阻害され、日本の特殊権益は、危機に瀕していた。^①

一九二八年五月には濟南事件、一九三一年五月には万宝山事件、同七月には中村震太郎大尉虐殺事件が発生し、日支両国の関係は一触即発状態にあつた。このような情勢の中で、一九三一年九月十八日夜半、奉天北方の柳條溝附近で、南満州鉄道が爆破され、関東軍と張學良軍の間に戦闘が開始された。戦闘行為發生と同時に日本軍は、迅速に行動し、またたく間に北大営を占領し、次いで南満州鉄道沿線の主要地点を占領した。

この満州事変勃発の報告を受けた日本政府は、九月十九日臨時閣議を開き、「此ノ上事態ヲ拡大セシメサルコトニ極力努ムル」^②方針を決定し、陸軍大臣から満州駐屯軍司令官へ事件をこれ以上拡大しないよう通達した。

さらに日本政府は、九月二十三日には、国際連盟に対し、日本軍の行動は「居留民ノ安全、鐵道ノ保護及軍隊自體ノ安固ニ局限」しており、政府としても、「事態ノ悪化擴大ヲ防ク方針」を取るとともに日支両国間の交渉で可能な速かに平和的な解決を行い、軍隊を「事態今後ノ改善ニ伴ヒ更ニ能ウ限り鐵道附屬地内ニ復帰セシムル」方針であるとの回答を伝えた。翌二十四日には、満州事変の原因、経過および解決に関する所信を述べ、日本軍の行動が自衛権行使の範囲にとどまるものである事を表明する政府声明を発表した。^④

支那政府の提訴を受けた国際連盟は、満州事変について討議を行つたが、九月三十日に、理事会は、一、理事会の

通告に対する日支両国の回答と処置を諒承する。二、満州に領土目的を有しないとの日本政府の声明を重要と認める。三、日本軍を鉄道附属地に出来る限り速かに撤退するとの日本代表の声明を諒承する。四、附属地外の日本国民の生命と財産の安全に責任を持つとの支那代表の声明を諒承する。五、日支両国政府が事件を拡大し、又は事態を悪化せざる措置を執るとの保障を与えた事を諒承する。六、両国に対し通常関係の恢復を促進し、且前記約定の履行を速かに終了するためのあらゆる手段をつくすことを求める、との決議を行い、十月十四日まで休会することになった。

(+) 錦州爆撃事件

しかし日本軍は、十月八日錦州に爆撃を加えた。この錦州爆撃事件は、日支紛争が益々拡大し、日本は全満州の占領を計画しようとしているとの印象を國際世論と連盟に与え、連盟理事会の空氣はにわかに硬化した。理事長は直に理事会を招集するとともに日支両国政府に「両当事国が事態を悪化すべき一切の行為をなさざる旨を理事会において約束したこと」について注意を喚起した。^⑥

連盟は、十月十三日に開かれた理事会で米国オブザーバーの招請、各大国の外相出席などを要請し、十月二十一日には公開会議を開き、「日本が領土的野心のないことは理解するが、事態の悪化を防止し、事件の解決を促進するため日本政府は理事会の次回会合のために定められたる期日（十一月十六日）以前に完全に撤兵を完了するため、直に日本軍の鉄道附属地内へ撤退を開始すること」という決議案が提出され、十月二十四日には、「日本政府は、すでに撤退を開始しているが、感情の高潮と満州における無秩序の現状、支那政府の治安維持無能力等に鑑みて、撤兵完了時期を明示するのは不可能」と日本の反対にもかかわらず決議を行つたが、この決議案は全会一致の賛成を必

要としたので十三対一の多数の賛成を得ながら、ついに不成立となつた。

この間、日本軍は漸次北方に戦線を拡大し、チチハルを占領し、南方では、十一月下旬、錦州に対して行動を開始した。連盟とアメリカの強硬な抗議を受けた日本政府は奉天に軍隊を撤退させる事に成功した。この時は、関東軍は東京からの奉勅命令によつて撤退したのである。^(⑨)

しかし十二月十一日若槻内閣が崩壊すると、再び軍事行動が展開され、一九三二年一月二日、日本軍はついに錦州を占領し、満州全土を確保した。

この日本軍の行動は、中國民衆を強く刺激し、反帝国主義を叫ぶ抗日運動が中国全土に広がり、国民党の基礎を増強した。アメリカも又、日本軍のこの行動に対して激しく抗議し全ての事態に対する不承認を表明した。⁽¹⁰⁾ 支那の主権独立、または領土的、行政的保全および門戸開放を含む米国または米国人の支那における権利を侵害するがごとき事実、日支両国政府もしくはその代理人の締結する条約または協定で前記権利を侵害するもの、パリ条約に違反する手段によつて成立する状態、条約、協定は一切これを認めないとの通牒を行つた。⁽¹¹⁾

(2) 上海事件

一九三二年一月十八日、上海にある日本山妙法寺の僧侶が租界を通行中に殺害されるや中国人と上海居留日本人の間に衝突が起り、重大な形勢を生じた。日本海軍は政府の方針にしたがつて、居留民保護の目的で逐次艦隊を派遣した。一月二十八日の夜、艦船の陸戦隊を上陸させ協定に従い北江西路以東、蘇州北より楊樹浦に至る区域の警備に就く途上支那正規軍から発砲を受け、戦闘状態が発生した。日本海軍機は十回にわたり、偵察と爆撃を行つた。このようにして事件は上海事変に拡大していった。

日本政府は事変を重大視し、一混成旅団、次いで一師団に出兵を命じ、海軍は第三艦隊を送遣し、さらに二ヶ師団を増派するという具合に次々と増援隊を派遣した。

二月二十七日、英國支那艦隊司令長官ケリー大将より野村吉三郎第三艦隊司令長官に和平斡旋の申し入れがあり、重光公使、白川軍司令官をはじめ現地首脳部は軍の過激分子を抑えて停戦交渉にあたり、五月五日になって、停戦協定が締結され、平和が回復された。

五月十日より海軍は上海を撤退し、陸軍部隊も五月三十一日には、全部撤退した。

上海事変は歐米の我国に対する誤解をいやがら上にも深くし、英米の世論も加速度的に悪化した。是非曲直は別として、日本が完全に全世界から不信用をかかったのは上海事件に越すものはない。⁽¹²⁾

(三) 满州国建設

中国および滿州の特殊事情に加えて、國際連盟の介入は、日支両国の直接交渉による、滿州事変解決の機会を失わせ、ついに、一九三一年三月一日、滿州は中外に独立を宣言し、旧清朝宣統帝溥儀を執政として、長春を首都として新京と改称した。

滿州国の建設にあたっては、閔東軍が介在した事も事実であるが、それにもまして、地理的・歴史的・民族的な独立の要素が滿州に存在したことが前提となっている。さらに中國軍閥政権に対する反発、保境安民運動、清朝復帰派の離脱運動、張学良に対する各地政権の不平不満が滿州独立運動を促進したのである。⁽¹³⁾ この滿州独立宣言に対して支那政府は傀儡政権であるとして日本に抗議したが、列国は何んら意見を述べなかつた。日本の行動を抑止しようとした国際連盟は日本の提案を受け入れてリットン調査団を現地に派遣した。

若槻内閣の後をついだ犬養内閣は、軍によつて造り上げられた満州の状態を既成事実として認め、これに基づいて軍部を抑制しながら外交政策を推進しようとした。

五一・五事件で犬養が暗殺された後をついだ斎藤内閣は、軍を牽制しようとして、関東軍と接触の多い外交界の長老内田康哉を外相に起用したが、同外相はしばしば軍に同調するような行動を取つた。八月二十二日の第六十三帝国議会で、内田は、森恪の質問に答えて、満州国に対する我國の行動に対しては「拳國一致、國を焦土としても」その正当性を主張すると答えていた。これは幣原外相時代に「満州の火消役」⁽¹⁴⁾として満鉄總裁に起用された内田さえ、関東軍に同調するようになつた事を示すものである。このようにワシントン体制破壊の端を開いたのはワシントン條約⁽¹⁵⁾および不戦條約の責任者たる内田康哉その人であつた。⁽¹⁶⁾かかる政府の姿勢に加えてさらに軍中央部は、関東軍に満州の防衛を任命し、関東軍の軍備充実をはかった。

四 満州国の承認と國際連盟脱退

一九三二年九月十五日、日本政府はリットン調査団の報告を待たず、武藤関東軍司令官を特派全権大使として派遣し、満州国との間に、日満議定書を調印することによつて満州国を承認した。これによつて日本と連盟の対立はさらにつきくなつた。

十月一日にジュネーブで発表されたリットン報告書の内容は次のようなものであった。

(1)満州における日本軍の行動は、正当な自衛権と認むるを得ず。(2)満州国の独立は、純粹粹かつ自發的なるものにあらずして、日本軍隊の存在と日本文武官憲の活動が、満州国の創設に寄与したものである。これは日本の立場と根本的に相容れないものであつた。

一九三三年二月二十四日の連盟総会は、支那代表顏惠慶の報告書受諾と日本代表松岡洋右の受諾不可能の陳述を受けた後で、リットン報告書の採決に入り、賛成四十二対反対一で採択した。

一九三三年三月二十六日、内田外相は、「連盟国と帝国との間の規約その他の条約の解釈に付き、重大なる意見の相違があること前記の如くなるを以てここに帝国政府は平和維持の方策殊に東洋平和確立の根本方針につき連盟と全然所信を異にすることを確認したので、この上連盟と協力する余地なきを信じ、規約第一条三項により脱退を通告する」^⑯との文書を連盟に送付した。

一九三三年三月日本軍は熱河省を制覇、長城を越えて河北に侵入したが、五月三十一日、塘沽協定が結ばれ、日本軍は満州国内に撤収し、支那軍はこの協定によつて設けられた中立地帯の南方および西方に撤退することになり、中立地帯の治安維持には反目的でない中国側の警察があたることになった。^⑯ この協定締結によつて、関東軍は華北に対して優越的地位を獲得したことに一応満足し、支那側は関東軍の中国本土侵入の野望を長城線で食いとめたと受取つた。^⑯ この塘沽協定によつて満州事変は事実上終結した。

(五) 天羽声明

國際連盟脱退後の孤立状態を克服し、國際関係を調整する必要を痛感した斎藤内閣は、一九三三年九月には「協和外交」を主張する広田を外相とし、國際的な孤立化の防止と軍の外交干与を排し外交の一元化を図つた。斎藤内閣は、一九三三年十月三日から五回にわたり、五相會議（斎藤首相、高橋藏相、広田外相、荒木陸相、岡田海相）を開催し、次のような外交方針を決定した。

一、國際関係は世界平和を念とし外交手段によりてわが方針の貫徹を計ること。

二、国防に關しては他国より脅威を受けず、外侮をこうむることなきを期するとともに、わが國力に調和せしむることに留意すること。

三、対支方策

(1) 満州国の發達を計り、日本の指導の下に日滿支の提携共助を実現し、これによつて東洋平和の確保と世界平和の増進に貢献すること。

(2) 支那に対しても、日支関係の好転機運を助成すべきことはもちろんも、彼をして反日政策を放棄し排日運動を根絶せしむるため常に厳粛なる態度をもつてこれに臨み、われにおいて両国関係の改善を焦るがごとき印象を与えるはこれを避け、支那側にして誠意を示すにおいては、わが方もこれに好意的態度を執る可とす。

四、対米方策

同国人の対日感情を融和し、同國の対極東政策を出来得るだけ再検討せしむること……わが方より進んで事を構うる意図なきはもぢろんなるも、彼においてなお何等危惧の念を抱くにおいては、これを除去する何等かの方法を講ずること。

五、対ソ方策

現下の國際關係に鑑み、此際は蘇連との衝突を避くること極めて肝要なり。^②

一九三四年一月二十三日、広田外相は議会で演説し、連盟脱退と満州國の發展に尽さなければならない理由を説明し、さらに「日本は東亜における平和の維持につき、重大な責任を感じ、かつ確固たる決意を有す」とか、「日本は

東亜における平和維持の唯一のいしづえとして全責任を負うべきである」等、極東における日本の主導権を強調した。

当時中国においては、諸外国からの借款、武器の輸入、飛行場の建設、軍事顧問の雇用が行われ、排日運動の強化が行われた。

このような事態を憂慮した広田外相は、一九三四年四月十三日付で有吉明駐支公使に対支国際協力問題に關し「現下支那に対する外國側の策動は、共同動作は勿論、箇別のものと雖一應これを破壊する建前にて進むこと肝要なり」と対処方針を訓令し、対支国際援助を成立させないよう工作することを指示した。

この訓令の要旨にとづき、四月十七日外務省情報部長天羽英二は定期会見の記者団に対して、次のような談話を行つた。

「東亜に關する問題については、其の立場および使命が列国のそれと一致しないかも知れない。支那にして、もし他国を利用して日本を排斥し東亜の和平に反する如き措置に出て、あるいは、夷をもつて夷を制するの排外策を探るが如き事あらば、日本はこれに反対せざるを得ない。他方列国側においても満州事変、上海事変から生じた特殊な状態を考慮に入れ、支那に対して共同動作を執らんとする如き事あらば、たとえ名目は財政的、または技術的援助にあるにせよ政治的意味を帯びる事は必然であつて、若し其の形勢が助長せらるる時は、遂に支那における勢力範囲の設定となり、或いは國際管理または分割の端緒を開くこととなり、支那にとつては非常なる不幸を来たすのみならず、東亜の安全惹いては日本に対しても重大な結果をおよぼす虞があるのである。従つて日本は主義として之に反対せざるを得ない。」

天羽声明と呼ばれるこの談話は、東洋のモノロー主義と称され、諸外国から大きな批判をあびた。

広田外相は、一九三五年一月二十二日の議会演説で、「軍備の充実は必要であるが、しかし将来戦争の恐れがあるかと申すに、少くとも私が今日の信念を持つて申せば、私の在任中に戦争は断じてない」ということを確信しているものであると述べて内外の注目を惹いた。

一月三十日に有吉公使と会見した蔣介石は「排日の取締は十分考慮するが、即時根絶は困難である。もう少し時間的余裕を与えてほしい。両国の関係調整には、互譲の精神が必要である」と強調した。

会見後有吉公使は、「蔣總統は広田外相の議会演説を非常に賞讃していた。しかし、外相の演説が終らないうちに察哈爾省境で軍事行動の起つたことは、誠に遺憾だと困惑の色を示した」と発表した。

一月一日、蔣介石は、支那の記者団との会見で「広田外相の議会演説に対しては、その誠意を認め。国際間の形勢暗澹たる機会には、ただ平等の原則のもとに、誠意を披瀝して相見ゆれば、猜疑を開き、光明を見出しうる。過去における支那側の反日感情と、日本の対支態度とを共に是正すれば、隣邦親睦の途を進みうる。我同胞も正々堂々の態度を持って、理知と道義にしたがい一時の衝動と反日行動を抑さえ、信義を示せば、日本といえども、また必ず信義を持って相応ずると信ず」と述べ、広田の言動を好感を持って迎えている。

一月二十日、広田外相と会見した王寵惠は、会見後、「広田外相が議会で声明した不脅威、不侵略の原則こそ、今後両国の外交を新しい方向へ導く外交の大道を見出したものである。支那においても、誠心誠意これに協力し努力したい」と述べている。

一月二十日行政院長王兆銘も、中央政治議会で「過去の長い歴史を思えば、現在の紛糾も、双方の誠意を持つて解開戦にいたる極東外交十年の推移（永 橋）

決出來る。広田外相の演説は、これまでの自分の主張と合致する。われわれは互に猜疑心を去り、相互に親善を妨害する言論と行動を除去し、孫総理昔日の日支提携の希望を実現したい」と述べた。

五月十七日、日本は駐支公使を大使に昇格させた。支那側は、「相互尊重の原則の最も明確な表示」としてこれを歓迎した。

このような情況の中で、支那の言論界も、無条件で排日を説くものは少くなり、対日態度の再検討が行われるようになった。南京大学教授で、南京政府国防建設委員会の徐道鄰は「日本は敵か友か」という論文の中で、「過去の懸案に抱泥せず誠意を持って互の利益になるよう解決をはかり、國交上の障礙を一掃すべきである」と述べている。このように日支の国交調整は一時好転するかに見えた。日本政府は、この時点で、確固たる決意を持つて軍部の中国本土進攻を阻止し、米英と協調する対支政策を取るべきであった。その点からしても、広田外相は、一九三五年九月のリース・ロース英國使節団と協力すべきであったが、広田はこの使節団に対して極めて消極的であった。また駐支出先軍部や満鉄に対しても、その行き過ぎを抑止しようとはしなかった。このような交渉が行われている中にも、日本軍の北支における行動は活発であり、五月から六月の初めにかけて梅津・何應欽協定が行われ、六月下旬には土肥原・秦徳純協定が行われたが、その内容が現地軍の権限を超えた外交権をおかすものであるにもかかわらず、日本政府はこれに関与しようとしたなかった。この時天津軍の酒井參謀長から親日中国人の暗殺事件に関する要求を受けた国民政府が蔣作賓を通して広田外相に外交斡旋を依頼したが、広田は「本件は塘沽協定に関するものであり、出先官憲により処理されるべきもの」として放置した。⁽²⁾

関東軍や天津軍が塘沽協定による事態收拾に満足せず華北地方で積極政策に転じたことは、日米関係の紛争を拡大

し、宿命的な対立感まで呼び起すようになつた。日本軍の華北への侵透、華北五省（河北省・山東省・山西省・河南省・熱河省）の支配化は、再び日支関係を悪化させた。この満州の独立と北支の自治区はかり、中国における米英勢力の弱体化をはかる政策は、抗日運動を激化させ、成都事件、北海事件等の日本人殺害事件、日本との国交改善派に対するテロの頻発をもたらし、日本の軍部の独断行動を増長させ、諸外国との対立関係を深めた。

(六) ロンドン海軍會議

一九二二年のワシントン海軍條約と一九三〇年のロンドン海軍條約の期限満了にともなう海軍會議が一九三五年十二月九日からロンドンにおいて開催された。

この會議で、日本は正式に英米との海軍軍備の同率を要求し共通最大制限設定案を提示したが、戦艦五・五・三、軽巡洋艦一〇・一〇・七の比率の引上をこのまないアメリカは、これを拒否した。翌年の一月十五日の會議で、この提案は、日本を除く全員によつて反対されたため、わが全権は會議を脱会し、太平洋は無條約時代に突入した。

日本はワシントン條約とロンドン條約の失効とともに建艦の自由と太平洋の現状維持からの自由を取り戻し、アメリカはフィリピンの要塞化を、イギリスは香港の要塞化を行い得る自由を取り戻す結果となつた。

ここに、第一次世界大戦後の太平洋の平和に関する機構は終焉し、世界は第二次大戦へ向つて大きな歩を進めるところになつた。^{②4)}

(七) 広田三原則

北支に対しても依然として満州から触手が動いており、露骨な行動が多かつたが、中央においては、日支国交の調整を企図していた。

一九三六年一月二十一日、第六十八議会における演説で広田外相は①国民政府に排日を禁じ、歐米依存から、日支提携政策に転換させること、②国民政府の満州默認と北支における満支の提携、③外蒙古における防共に関する日支協力、という広田三原則を表明すると共に、北支政策に関する陸軍側の「北支処理要綱」を是認した。陸軍は北支と内蒙古に親日政権の樹立を計ったので後述のように、一度は「広田三原則」⁽²⁵⁾によって開始された対支交渉も陸軍の華北工作の進展によつて中絶を余儀なくされた。

(八) 緩遠事件

参謀長東条英機の直接指揮下にある田中隆吉大佐が徳王や李守信の蒙古軍を率いて蒙古独立をかかげて緩遠に侵入し、傳作儀軍に敗れた一九三六年十一月の緩遠事件は、「日本政府の眞意は了解しえない」と蔣介石にいわしめ、日支国交調整は不可能となつた。

蒙古軍の敗戦に対して関東軍強硬派は日本軍の出兵を主張したが、軍中央部が認可しなかつたので、事件はそれ以上拡大せずに終つた。だが、このために比較的順調に進んでいた日支国交調整のための川越駐支大使と蔣介石、張群会談も不調に終つた。蔣介石は、一方では友好的な和平交渉を進めながら、他方において、新たな侵略に出る日本政府の眞意を計り兼ねて、会談打切を通告したのである。⁽²⁶⁾

一九三六年十一月二十五日、日本は、満州事変以来の国際的な孤立と軍の対支強硬政策の行きすぎによる対米英関係の悪化を危惧し、殊にコミニンテルンの極東攻勢の強化の情況を考慮して日独防共協定の締結を行つた。

一九三六年十二月十二日には、西安で蔣介石が張学良によつて監禁され、国共合作を約して解放されるという西安事件が発生し、ここに抗日救國の戦線がはられるようになつた。

三 支那事変

(一) 蘆溝橋事件

一九三七年七月七日の夜、北平郊外蘆溝橋附近で、日支両軍間に小衝突事件が発生した。

八日閔東軍は出動態勢をととのえて中央に指示をあおいだ。外務省の石射東亞局長、陸軍省後宮軍務局長および海軍省豊田軍務局長は不拡大方針をとり、また陸軍内部では石原參謀本部作戦部長、柴山陸軍省軍務課長等は不拡大、武藤參謀本部第三課長、田中陸軍省軍事課長等は拡大論であった。また支那駐屯軍そのものも意見がわかれていった。⁽²⁷⁾

十一日の夜には、現地の日支両軍間の交渉で合意に達し、現地の中國二十九軍は、責任者の処罰、竜王廟からの撤退、抗日団体の取締りを行うことになり、事件は終結するかに見えた。石原部長は依然として不拡大方針を堅持し、軍隊の増派を抑え、陸軍省も政府と統帥部の間に立つて苦慮している状態であったので、首相、外相は明確な態度をとるべきであった。しかし近衛首相や広田外相、賀屋藏相など文官までが、陸軍の一部の出兵論に一言も反対しなかつた。⁽²⁸⁾日本政府は十一日の緊急閣議において「軍はいよいよかじめ閔東軍および朝鮮軍において準備しある部隊を持つて急遽支那駐屯軍を増援するとともに、内地より、所要の部隊を動員して之を北支に急派する要あり」との蘆溝橋事件処理に関する閣議決定を行つた。

この時、日本政府は派兵が日支全面戦争を招く恐れのあることを十分承知しながら支那への大増援軍派遣を決定したことは、口では不拡大をとなえながら実際には軍部への同調を表わすものである。このように日本政府には確固た

る方針がなく、陸軍の一部の策謀に乗せられた結果、事變は拡大の一途をたどつた。⁽³²⁾ 満州事變が中央の不拡大方針を顧みず、庶二無二既成事実を作りあげて行つた関東軍によつて拡大されたのに対し、支那事變は中央政府が現地の不拡大と局地解決を否認して戦略的出兵を行い事態を拡大したのである。⁽³³⁾

(2) 戰火上海に拡大

八月九日上海で大山勇夫海軍中尉および斎藤要藏一等水兵が中国保安隊に射殺されたのを契機に十三日には中国保安隊と日本海軍陸戦隊の間に戦闘が起つた。日本政府は八月十三日の閣議で上海への陸軍の派遣を決定し、翌日内地の三個師団に動員令を下した。八月十五日には「全支に亘る我居留民の生命財産危殆に陥るにおよんでは、帝国としては、もはや隠忍其の限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し以つて南京政府の反省を促す為、今や断乎たる措置をとるの已むなきにいたれり」⁽³⁴⁾との声明を発表し、日支紛争は遂に全面的な事變となり局地解決は不可能となつた。

日本政府はこのように軍の要請に応じて、援軍を増派し事變は益々拡大の一途をたどつた。日本政府が、満州事變以来の世界情勢をつぶさに検討して、今後に処すべきしつかりした方針がきめられていたならば、北支事變などはこれを局地的に解決出来たと考えられる。

(3) トラウトマン工作

広田外相は十一月二日に駐日ドイツ大使デイルクゼンに次のような和平条件を提示して仲介を依頼した。

一、内蒙古自治政府の樹立

二、北平、天津を含む非武装地帯の設置、今、直に平和が成立すれば北支の全管理は親日要人が首脳に任命されるのを条件として南京政府に帰する。

三、上海方面に非武装地帯を設置する。

四、反日政策の停止

五、ボルシェヴィズムとの共同闘争

この和平条件は六日にトラウトマン駐支大使を通して蔣介石に伝えられた。⁽³⁵⁾ プリュッセルの九カ国會議に期待を持つていた蔣は、日本が、「事變勃発以前の状態」にもどす用意のないかぎり、如何なる日本側の要求も受け入れることは出来ないとして、これを拒絶したが、日独の不参加もあってブリュッセル會議が中国を失望させるような結果に終つたあと、十二月二日になつて、改めて日本の条件を基礎にして交渉を行うことに同意した。そこでディルクゼン大使は、広田外相に、先に示した条件で支那と交渉する意思があるかどうかをたずねたところ、同外相は、日本の軍事的大勝利以前に起草された条件を基礎にして交渉を行うことが未だ可能かどうかは疑問に思うと答えた条件変更のあり得ることを示唆した。⁽³⁶⁾

ディルクゼンの申し出を検討した四相會議（首・陸・海・外相）は、ドイツの仲介を受諾することを決定し、和平条件の再検討を開始した。しかしその翌日、杉山陸相は広田外相に「首相も同意したので、ドイツの仲介を断りたい」と申し出た。驚いたことに同外相は直にこれに賛成した。⁽³⁷⁾ しかし外務、海軍両省事務局の工作によつて陸軍もドイツの仲介を受諾した。日本の最終的な態度はなかなか決定を見なかつたが十一月十三日の南京の占領によつて、日本は和平条件の再検討を行い十二月十四日の大本營政府連絡會議と二十一日の閣議決定を経て、広田外相は改めて次のような和平条件をディルクゼン駐日ドイツ大使に提示した。

一、支那は容共、抗日満政策を放棄し、日満両国の防共政策に協力すること。

開戦にいたる極東外交十年の推移（永橋）

- 二、所要地域に非武装地帯を設け、かつ該各地方に特殊の機構を設定すること
- 三、日満支三国間に密接なる経済協定を締結すること
- 四、支那は帝國に対し所要の賠償をなすこと

広田はさらに口頭で次のような具体的な条件を伝えた。

- 一、支那は満州国を正式に承認すること
- 二、排日、排滿政策を放棄すること
- 三、北支内蒙に非武装地帯を設定すること
- 四、北支の特殊地域化を行うこと
- 五、外蒙と同じく内蒙に防共自治政府を設立すること
- 六、北支、内蒙、中支の一定地域に日本軍を駐屯させること^④
- 七、賠償を行うこと

上記日本の新提案は旧条件よりはるかに加重された苛酷な内容を持つものであった。このように強硬な要求に変つた裏には、未次内相の非常に強硬な主張があったといわれる。^⑤

広田から示された日本側の和平条件を見たデイルクゼン大使は、十一月一日の案にくらべて大きな違いがあるのでは、支那側の受諾する可能性は極めて少いと述べたところ、広田外相は日本の軍事上の大勝利と国民の世論が他の案の成立を許さないと答えた。^⑥

日本政府が真に事變不拡大を堅持するならば、この機会を逃がすべきではなかつた。この行為は「不拡大方針」の

声明に反するものであり、広田内閣の決定した「国策の基準」⁽⁴³⁾に従つて、日本の対支要求を一挙に貫徹しようとするものに他ならない。

加重される和平条件が非常に侵略的な性格をおびたものであり、日支国交の将来を誤まらせる恐れありと憂慮した陸軍参謀本部は「侵略的傾向」を抑制するためには、日支国交調整の根本方針を決定する必要があると考へ陸海外三省に働きかけ、御前会議を開催することにした。⁽⁴⁴⁾ ⁽⁴⁵⁾

他方陸軍強硬派もまた上記の強硬条件を確定するために御前会議の開催を要望したので、一九三八年一月十一日御前会議が開かれ「支那事変処理根本方針」が決定された。この中に示された対支和平条件は参謀本部の思惑とは違つて、十二月二十一日の案を踏襲したものであり、対支姿勢としては、国民政府が和を求める場合は、以後国民政府を対手にしないで、支那に新政権を樹立し、これと国交の調整を協定し、現中央政府の潰滅をはかる方針を打出したものであつた。

広田外相は、一月十四日の午後の閣議開催中に、ディルクゼン大使から「日本の条件は範囲が広汎なので、もっと詳細な内容を知りたい」との支那側からの回答を得た。これによつて、翌日ただちに連絡会議が開かれた。参謀本部は「国民政府を対手にせず」というような強硬策に反対したが、総理をはじめ閣僚の同意を得ることは出来なかつた。木戸も近衛も「参謀本部の平和への切なる希望は、どこまでも尤もだけれども、しかし、ここまで事を起してしまつてから、中途半端のまま何でも向うに引きずられて結局、まるで敗戦国のよくな態度で、こちらからわざわざ肚を見せた条件を出して『講和したらどうか』というような事は、今日、連戦連勝の國の側から示すべき態度ではない」そんなことをすれば、国際的にも非常に不利になると考へており、広田外務大臣も支那事変処理根本方針の「第

二段の策すなわち長期抗戦に移して、どこまでも支那に対抗して行くという決心をかためなければならぬ」と主張したので、参謀本部もついに政府に同意した。この後、統いて閣議が開かれ、国民政府から具体的な意思表示がないのは遷延策であり、誠意がないものと断ぜざるを得ない、この上は「国民政府を対手とせず」支那事変処理根本方針に従つて進む他なし、と決定した。⁽⁴⁹⁾

広田外務大臣は十六日の午前中にドイツ大使に日支和平のために取つた仲介の労に謝意を表するとともに、日華の和平に関する現交渉の打切りを伝えた。⁽⁵⁰⁾ 同日午後には日本政府は、「事前」に参謀本部が、「事後」に政府自身が誤りを認めたいわゆる「帝国政府は爾後国民政府を対手とせず」との政府声明を出し、国民政府との交渉打切りを中外に表明した。

上記のように「政府はもとより、重臣層も政党も議会もいずれも事件勃発後の陸海軍の華々しい軍事的成功に眩惑され、この機会に支那問題を一気に解決しようと夢想するにいつたとしか考えられない」との見方がうなづける。この時点で、日本が国内的にも対外的にも公平で現実的な条件を打出して日支紛争を解決し得なかつた事は、日本にとって取返しのつかない失敗であり、不幸であった。

（四）外相宇垣の和平工作

トラウトマンの平和交渉が失敗した後、日本軍の行動は益々進展し、北支には中華民国臨時政府と北支開發会社を設立し、中支には中華民国維新政府と中支振興株式会社を設立し、本格的な占領行政が行われるようになつた。これと平行して和平交渉への工作も進められていた。

一九三八年五月二十六日、近衛は事変解決を目的として内閣の大改造を行い、広田にかえて宇垣を外相とした。宇

垣は香港駐在中村豊一総領事を通して蔣政権との和平交渉の打診を行い、孔祥熙行政院長と長崎で会談することになり、米内海相のはからいで軍艦を迎へるために派遣するところまでこぎつけたが、情報が未然にもれ、軍と外務省の一部の者に反対された。この反対にあって、近衛は再び「日本は蒋介石を対手とせず」との声明を行つた。⁽⁵⁴⁾

七月十八日孔祥熙行政院長は、日満支三国条約を締結することによつて間接的に満州を承認すること、交渉によつて非武装地帯を設定する、華北の特殊地域化、賠償・蔣介石の下野は行わない等の条件で漢口の陥落前に和平を成立させるよう交渉を行いたいと提案した。また七月二十四日には漢口において外交部長王寵惠が駐支米國大使に、日本が北京あるいは南京に樹立した傀儡政権を承認する前に、米英が共同して日本に対し和平勧告をするように申し出たが、英米両国がこれを拒絶した事と、日本側がかたくなに蔣介石の下野に固執したために孔院長は九月一日中村総領事に交渉の打切りを通告して來た。

このような情況に加えて、日本においては、宇垣外相は興亜院問題でも陸軍と意見を異にしたので結局陸軍側の政治攻勢に直面するようになり、九月三十日に辞職したのでこの宇垣の和平工作も失敗に終つた。

四 日独伊三国同盟

一九三八年一月、リッペントロップと大島浩駐独陸軍武官は日独相互援助協約のようなものを結ぶ事に意見が一致した。その後リッペントロップはヒトラーの承認を得た三国軍事同盟条約草案を大島に示し日本の陸海軍の見解を求めて來た。大島は、東郷駐独大使には知らせずに八月はじめ日本の陸海軍の内意を打診するためにこの案を持たせて

笠原少将を帰国させた。日本でも五月のはじめ頃から日独伊間の政治的提携関係の強化は支那事変の解決上資するところがあるとの考え方から陸・海・外三省の事務局は研究を行っていた。七月十九日の五相会議では「独逸に対しては防共協定の精神を拡充してこれを対ソ軍事同盟に導き、伊太利に対しては主として対英牽制に利用し得る如く秘密協定を締結す」⁽⁵⁵⁾との方針を決定していた。

笠原は、八月五日に東京につき、直に陸海軍の首脳と義兄の宇垣外相に報告したが、外務省の事務局が正式な連絡を受けたのは、八月二十三日であった。八月二十六日の五相会議は、笠原の持つてきたりップメントロップ案に「本協定はソ連を主眼とし英米を正面の敵とするものではない」趣旨を明確にする前文をつけて修正した。⁽⁵⁶⁾この修正案は八月二十八日陸軍次官と海軍次官から、それぞれ大島と小島宛に「前文は本協定が現存防共協定の延長にして、主としてソ連を目標とする趣旨を明確ならしめんとしたる一案にして英米を正面の敵とするが如き印象を与えざるよう用語上に注意せるものなり……」との説明をつけて打電された。大島はリップメントロップに日本政府は仮案の主旨に同意であるむねを伝えた。かねてより「日独伊同盟は、日支事変の解決に貢献するものではなく、かえつて日本に大きな不利をもたらすものであるから本同盟交渉は取止めるべきだ」と上申した東郷駐独大使は駐ソ大使に転任させられ、十月八日駐独陸軍武官大島が駐独大使となつた。十月二十九日には宇垣にかわつて有田が外相となり、十一月二十二日には白鳥が駐伊大使となつた。このように軍部の圧力によって反対するものが排除され、同盟推進者が任用され、日独伊の軍事同盟への布石が着々としかれて行つた。

有田が外相に就任後まもなく、大島からドイツの再修正案が送られて來たので、これに対する日本案を決定するため十一月十一日に五相会議が開かれ、協定案中の第三国の解釈について「本協定はソ連に対するを主として、英・

仏等ソ側に参加する場合においては、対象となるものにして、英仏等のみにて対象となるものに非ず、勿論赤化したる場合の如きは、対象たるべし」との意見で一致した。有田外相は、大島大使に対し、十一月十一日の五相會議は七月一九日と八月二十六日の會議の諒解を確認し、対象とする国は日下においては、ソ連に限ると打電した。

これに対する大島からの外相宛電報は「英仏等は対象とならないという点は自分が武官時代に陸軍から受けた電報と大きな相違があると考えるが、このような重要政策がわざか二、三ヶ月で変更されたとは信じ難い……変更されたとすれば従来の日独間の話し合を一変することになって、日本の威信にかかる」との強い反対意見の上申であった。

有田は改めて「本件に関する方針は初めから防共に限定されており、何ら変更されたものにあらず、さきに訓令した案にしても英米などに睨みを利かし有効な政治的効果を收めるべし」との大島宛電訓案を作成し五相會議にかけたが、対象をソ連のみに限ると主張する閣僚と英米も対象に含む事に固執する陸相とに別れ、意見の一一致を見なかつた。一九三九年一月四日、平沼内閣になった後も、この二つの意見は長期にわたつて対立を続けた。国内の意思の不統一に加えて、政府の訓令を行わないのみならず政府の意思に反する出先大使の行動が事態を益々紛糾させた。^⑯しかかも、時の政府はこのような大使の更迭さえ行い得なかつたのである。^⑰

対英関係では、六月中旬に天津租界封鎖問題が起り、有田・クレーギー会談が開かれたが、この日英会談も八月半ばに決裂した。

日本で三国同盟について意見がたたかわされている時、八月二十三日にリツペントロップはソ連との間に独ソ不可侵条約を締結した。これを見て日本政府は日独伊交渉は自然全面的に打切になつたと判断し、独伊両国に交渉の打切

を通告した。平沼内閣は日独伊協定に関する五相会議を七十数回開いたが、ついに意見の一一致を見ることが出来ず、八月二十八日「歐州の天地は複雑怪奇なる新情勢を生じたので從來の政策はこれを打切る」との声明を出して倒れた。

色々な見方や問題はあるが、海軍と外務省の強硬な反対はまがりなりにも、この時点までは日独伊三国同盟に関しては、陸軍の独走を許さなかつたといえよう。

獨ソ不可侵条約締結後、日独関係は冷却し、三国同盟問題はしばらく鳴りをひそめていたが、ヨーロッパにおいて独逸がめざましい戦果を上げるにともない、再び急浮上して来た。ドイツが、一九四〇年四月にデンマーク、ノルウェーに侵入し、五月にオランダ、ルクセンブルクを席巻し、五月下旬英軍をダンケルクに撤退させ、六月十日にはイタリアが英國に宣戦布告し、十四日にはドイツはパリを陥落させ、二十二日にはフランスが降伏し、ドイツ軍の英國本土上陸は目前のように思われた。日本国内では、バスに乗り遅れるなどという声が盛んに呼ばれ、世論の大勢は三国同盟締結へと傾いて行つた。しかし、第二次近衛内閣の提案した三国同盟は、これまでのものとは政略的意図において大きな相違があつた。第二次近衛内閣は、支那事変の解決と日米戦回避の方針として三国同盟を締結しようとしたのであつた。^⑫ 枢軸同盟とA B C D ラインの力の均衡によつて、米国の参戦を阻止しようとしたのである。

七月十二日の陸・海・外の三省事務当局の第一回協議会に「ヨーロッパおよびアフリカを独逸の生活圏として、その指導的地位をドイツに認めさせようとするものであり『参戦にいたらざる限度における最大限の提携』を狙つた」^⑬ 日独伊提携強化案が外務省より提出され、これに基づいて七月十六日第二回協議会で、日独伊提携強化案に関する三省の了解が成立した。一九四〇年七月二十二日に近衛内閣の外相に就任した松岡洋右はこの強化案を見て「こんな生温

いものでは駄目だ」ときめつけた。七月三十日には松岡の意向を強く反映した「日独伊提携強化に関する件」という三國同盟の基礎となる案文が作成された。⁽⁶⁴⁾ 前案が、「参戦にいたるざる最大限の提携」を狙つたのに対し、この案は、「独伊側より対英軍事協力を希望して来た場合には、日本としては、原則としてこれに応ずる用意がある」と規定し、提携の程度を「対英軍事同盟」にまで高め、一方「米国と戦争状態に入る危険のある場合には、両者は取るべき措置について協議する」と規定している。このように、枢軸同盟締結の下進備は松岡がドイツと交渉をはじめる以前にある程度出来ていたのである。

松岡洋右は九月九日に独逸の特使スターマーと会談に入り、その後何回か交渉を行い、条約と附属交換文書に関して意見の一一致を見、九月二十四日条約締結のための交渉を終えた。

松岡外相とスターマー特使の会談の主たる内容は、米国の参戦防止のために日独伊三國同盟を締結し、その後で日ソ親善に関して「ドイツは『正直な仲買人』たる用意があるとの二点であった。

かくして、一九四〇年九月二十七日ベルリンにおいて、来栖大使、リッペントロップ外相、チャノ外相は日独伊三国同盟に調印した。

三國同盟の締結は力の均衡によって、日米戦争を抑制する反面、ヒトラーを蛇蝎の如く嫌つたルーズヴェルトとの間の日米関係を益々困難なものとする一律背反的な性格を有するものであった。⁽⁶⁵⁾

五 南進政策の強化

(一) 仏印進駐

ヨーロッパ戦争が北欧にまで拡大し、情勢如何ではオランダに波及する恐れが出て來た。一九四〇年四月十五日有田外相は日本は蘭印と經濟的に非常に緊密な關係にあり、もし歐州の戰禍がオランダにおいて蘭印が影響を受けるようになれば、東亜の平和と安定にこのましくない事態をもたらすとの見地から「日本政府は歐州の戰争激化にともない、蘭印の現状に何らかの変更を來たすが如き事態の發生については、深甚なる関心を有する」との声明を行つた。

この声明に対して、米国國務長官は、四月十七日に「蘭領印度への内政干渉、あるいは平和的手段に依らざる蘭領印度の現状の變化は、全太平洋地域の安定、平和および安全を害することになるであろう」と声明して日本の動きをけん制している。

六月二十九日には有田はラジオ放送を通じて演説を行い、「大東亜共栄圏建設」の宣言を行つた。⁽⁷⁰⁾ この東亜モンロー主義と呼ばれる演説は、アメリカを怒らせた。

一九四〇年六月、日本はフランスの対独降伏を機に、フランスに援蔣物資の仏印経由を禁止することを認めさせ、その実施を監視するために西原陸軍少将を首班とする一团を六月下旬に派遣した。

近衛内閣は対仏印政策の強化方針をとり、八月には松岡・アンリー協定を結んで、仏印における日本軍の進駐と經濟分野に関する優越的地位を認めさせた。九月二十二日にはフランス側に北部仏印への日本軍の進駐に関する細目協

定を西原少将とフラン中佐の間に調印させ、九月二十三日、南支派遣軍の北部仮印への進駐が行われた。

日独伊三国同盟条約締結の情報と日本軍の北部仮印進出は、米国の脅威と鉄鋼の西半球諸国および英國以外への輸出禁止と英國の援蔣ビルマルートの再開を招來した。⁽⁷⁾

(1) 世界情勢の推移に伴う時局処理要綱

一九四一年七月二日の御前會議で「情勢の推移に伴う帝国國策要綱」が決定され「即時対ソ参戦をせず、南方仮印施策に關して、対英米戦を辞せず」という決定が行われた。⁽²⁾ さらに組閣早々の第二次近衛内閣は一九四一年七月二十六日閣議で「大東亜新秩序建設」を外交目標とする「基本國策要綱」を決定し、翌二十七日には大本營政府連絡會議で日独伊三国同盟の締結と南方武力進出をうたつた「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」が決定せられ日本は大東亜戦争への道へ大きな歩みを進めた。⁽³⁾ 上記のような政策に基いて、日本政府とヴィシー政府の間に仮印共同防衛に関する交渉が行れ、七月二十一日に合意に達し、七月二十九日に議定書が調印された。日本軍は七月二十八日に南部仮印に上陸を開始し、八月四日に配置を完了した。

日本の南部仮印進駐は、米国の対日態度を急変させた。米国は、日本の南進はやがて仮印、シンガポールに進む第一步と考えた。大統領は二十四日、野村大使に仮印問題が致命的な重大問題であることを述べ、日本軍の撤退を条件に仮印の中立化を提案したが日本はこれに回答を与えたかった。これに対してもアメリカは二十五日には日本の在米資産凍結、八月一日には対日石油輸出禁止という非常処置をとった。八月四日、重慶の蔣政府は、英米ソ支四国連合戦線の成立を発表した。

このような重大事態をひきおこす南進問題の決定にあたっても、六月三十日の連絡會議で「南部仮印進駐は考え直

そうではないか、場合によつては半年位延期してもよいではないか」との松岡外相の発言に対し、及川海相が陸軍の方を見て、「どうだ延期したら」と言ったが、両統帥部総長は、「延ばすわけには行かぬ、断固やる」といったので近衛は「統帥部がおやりになるというならやりましよう」と答えた。^(四)この首相の姿勢には、確固たる国家の根本方針も迫力ある責任感も感じられない。あいも変わらぬ軍の要望に引きずられる政府の姿があるばかりである。「世界情勢の推移に伴う局處理要綱」に基く政策は、日本に支那事変の早期解決という大問題の他に、新に南方問題という重大な問題を課すことになった。支那事変の早期解決は、もはや国民政府対策だけではなく、積極的な外交政策による英米の援蔣政策の抑止、状況によれば軍事による援蔵ルートの遮断さえ必要とされるようになつた。日本の仏印進駐の目的は、この地域への軍事基地の設定にあつたが、この基地は、日本が受けて起つ場合には不可欠のものであったが、受けて起つための軍事基地の設定が、受けて起たざるを得ない事態を誘致するという因果関係にあつた。^(五)即ち、日本軍の南部仏印進駐は、日本を受けて起たざるを得ないようになつた米国との対日全面禁輸の発動を招いたのである。^(六)このようにして、対英米関係は行き詰り、ついに大東亜戦争へ向わざるを得なくなつたのである。

六 結 語

一面的な研究や状況や価値観の全く異なる時点から過去を顧みて歴史的事象を即断することは禁物であり危険であることはもちろんであるが、一九三一年から一九四一年にいたる極東を中心とした外交史を考察した結果、上記のように和平への機会が何度あつたのは事実であると考える。

国家の中枢部にある閣僚、両院議員、枢密顧問官、特に広田外相や近衛首相等が眼先の利益に惑わされず、既成事実に拘泥せず、確固たる理念と政策を有して行動しておれば、大東亜戦争の回避もしくは遅延の可能性は、少いかも知れないが、存在したと思われる。特に次の諸時点にその可能性は強かつた。

一、塘沽協定成立の時点

一九三三年五月日本軍は長城を越えて閔内作戦を開始し、またたく間に北京、天津に迫った。国民政府はアメリカの斡旋によってこれを食い止めようとしたが拒否され列国の干与も期待出来ず、江西省では共産軍の討伐にあたつていたので対日停戦の意向を強めた。⁽⁷⁾ 閩東軍もこの時点では華北にまで手を伸ばす考えはなかつたので、五月三十一日に日支両軍の現地軍は停戦協定を結んだ。この塘沽協定によつて閩東軍は広大な非武装地帯を設定し、事實上満州を国民政府から分離させることになった。

満州事変に際しては、アメリカは非常に強硬な原則を主張したが具体的な制裁行動は取り得ず、日支問題にも直接関与する事を望まなかつた。アメリカは諸条約を尊重することによつて平和的に紛争を解決して極東のアメリカ国民とアメリカの権益を擁護しようとしたのであって紛争に巻きこまれるのを望むものではなかつた。

日本政府はこの時点で積極外交を行い、蔣介石との間にこの現地協定を国家間協定にまで高め、満州国を承認されることによつて、日本の軍部を説得すべきであった。

二、ロンドン会議脱退の時点

一九三六年一月のロンドン会議を脱退せず国際協調を維持しつつ支那事変の処理に努力し満州の經營に専念する。

三、蘆溝橋事件発生直後の現地取り極め成立時点

事件発生直後に現地協定が成立した時点で事件不拡大を厳命し、援軍を派遣しなければ、戦争によって中国に有するアメリカの権益をおかすことも、アメリカの市民を傷つけることもなく、米国における対日感情の悪化による日米関係の亀裂を増大させることもなかつたのではないか。

四、ドイツの平和斡旋の時点

蘆溝橋事件が上海事変へと戦火が拡大し、中国本土において日本軍が大きな軍事的成果を上げた時、国民政府は、駐支ドイツ大使トラウトマンを通して日本に和平を呼びかけてきた。これは支那事変中の数ある和平交渉の中で、日本側の意図が蔣介石に確實に伝達され、国民政府もある程度積極性を示した唯一の和平交渉であつた。この時点では、蔣介石も満州を黙認しても良いと考えていたので日本政府が真に事變不拡大方針を堅持していたならば、この機会を決して逃はしなかつたし、逃がす筈もなかつた。それにもかかわらず、機会を逸したということは、日本政府の「不拡大方針」なるものが、確固たる所信によるものではなく、事變勃発に対する反射的声明にすぎないことを示すものである。⁽²²⁾ ⁽²³⁾ トラウトマン工作を利用して日本が日支紛争を解決し得なかつた事は、取返しのつかない失敗であり、悲劇であった。

五、独ソ戦勃発の時点

一九三九年までは、日本に対するアメリカ外交の主要目的は、中国に有する自國の権益擁護であった。だが、ヨーロッパ戦争が拡大した一九四〇年の半ごろになると、日本の侵略と大東亜秩序問題は、極東におけるバランス・オブパワーにかかる問題、すなわち旧秩序を破壊するものとして受取られるようになつた。

さらに一九四〇年九月二十七日の日独伊三国同盟は、アメリカに日本はヒトラーと共に謀して世界を支配しようとし

ている。これを阻止しなければ、やがて自分達の支持する社会、世界秩序を破壊することになる敵国側の一員と確信させる結果になり日米関係は決定的に悪化した。三国同盟問題は日米交渉の最重要案件の一つだったのでドイツのソ連侵攻と同時に、ドイツの行動は三国同盟の目的に違反するものであるとの理由によって同条約を廢棄し、アメリカと妥協し得る最大限の線で支那問題を解決する。

六、ルーズベルトの仏印中立案提示の時点。

ルーズベルトが仏印中立案を提示した時点で、仏印および満州を除く中国から日本軍の全面的撤退を断行する。

上記の中のどれ一つをとっても、可能性はありそうに見える。だが、「日米衝突の原因是支那問題が根幹」であつて「三国同盟はその派生物でしかない」といわれるよう、上記の各項目とも支那事変完遂政策の放棄、すなわち満州を除く日本軍の支那本土からの撤退が前提となる。

軍の強力、政府をはじめ日本の指導者達の優柔不断、既成事実の承認、軍への同調、満州事変、支那事変を高揚する世論の激興などの状況を考察すれば、上記前提が可能かどうかは大きな疑問のあるところではあるが、大東亜戦争の責任を陸軍のみに帰すことは誤りであろう。

海軍・文官・マスコミの責任も問われてしかるべきであろう。また国際的観点からしても、日本のみの責任に帰す事もまた、大きな疑問である。

註

① 芦田均「近代世界外交問題解説」タイムス出版社 昭和七年 三三六～三三八頁、榛原茂樹「満州事変外交史」金港堂書籍

昭和七年 二頁

- ② 稲葉正夫「太平洋戦争への道（別巻資料編）」朝日新聞社 昭和三十八年 一一五頁、外務省情報部「満州事変及上海事件関係公表集」昭和九年一頁

③ 満州の事態に関する国際連盟理事会通牒及帝国政府回答（外務省情報部同書七～八頁）

④ 外務省「日本外交年表並主要文書（下巻）」原書房 昭和四八年 一八一～一八二頁

⑤ 國際連盟事務局東京支局「國際連盟における日支問題議事録（一）」昭和七年 一二七～二八頁

同書三二頁

同書六九頁

「芳沢代表の反対陳述」（同書七五頁）

森島守人「陰謀・暗殺・軍刀」岩波書店 昭和二十五年 六七頁

前掲「満州事変外交史」二二一頁

⑪ 一月八日の在京米国大使通牒（前掲『満州事変及び上海事件関係公表集』一三三頁）

前掲「近代世界外交問題解説」三六三頁

⑫ 服部卓四郎「大東亜戦争全史（一）」鎌書房 昭和三十一年 二四～二五頁

森島前掲書九九頁

森島前掲書一一二頁

日本國際政治学会「太平洋戦争への道（一）」朝日新聞社 昭和三十七年 一五八頁

池井俊「内田康哉」（日本國際政治学会『國際政治』昭和五十二年 一六頁）森島前掲書一〇〇頁

国際連盟脱退通告文（前掲「日本外交年表並主要文書」二六九頁）

塘沽協定 同書二七四頁

森島前掲書一一二頁

五相會議決定の外交方針に関する件 在米出淵大使宛 十月二十五日付電報（前掲『日本外交年表並主要文書』二七五頁）

在米出淵大使宛電報合第一九五二号（別電）同書二七五頁

入江昭「日米戦争」中央公論社 昭和五十三年 三一～三二頁

- ㉓ 田井勝美「広田弘毅論」（日本國際政治学会『國際政治』昭和四十二年 四七頁）宇野重昭『広田弘毅の対華政策と蔣介石』（日本國際政治学会『國際政治』昭和五十二年 四〇頁）
- ㉔ 田村幸策「太平洋戦争外交史」鹿島研究所出版会 昭和四十一年一〇九頁
- ㉕ 池井優「日本外交史概説」慶應通信 昭和五十七年一七七頁
- ㉖ 森島前掲書一一六頁
- ㉗ 山田実「日本外交百年小史」山田書院 昭和三十三年一一九頁、武藤章「軍務局長武藤章回憶録」芙蓉書房 昭和五十六年九六～九七頁
- ㉘ 同書一一〇頁
- ㉙ 森島前掲書一三四頁
- ㉚ 蘆溝橋事件に関する閣議決定（前掲『日本外交年表並主要文書』三六五頁）
- ㉛ 前掲『日本外交百年小史』一三〇頁
- ㉜ 森島前掲書一三二～一三三頁
- ㉝ 蘆溝橋事件に関する政府声明（前掲『日本外交年表並主要文書』三七〇頁）
- ㉞ 石川信吾「真珠湾までの経緯」時事通信社 昭和四十六年一四五～一四六頁
- ㉟ 石川信吾「真珠湾までの経緯」一四六頁
- ㉟ 前掲『日本外交百年小史』一三六頁
- ㉟ 三宅正樹「トラウトマン工作の性格と史料」（日本國際政治学会『國際政治』昭和四十七年 五六頁）
- ㉟ 三宅同書六〇頁
- ㉟ 田村前掲書一八六頁
- ㉟ 日華和平交渉に関する在京独逸大使宛回答文（前掲『日本外交年表並主要文書』三八〇～三八一頁）
- ㉟ 青木得三「太平洋戦争前史(一)」学術文献並及会 昭和二十八年一六〇頁、田村前掲書一八六頁
- ㉟ 三宅前掲書六一頁、前掲『日本外交百年小史』一三七頁
- ㉟ 一九三六年八月七日の五相會議で決定（前掲『日本外交年表並主要文書』三四四～三四五頁）
- 開戦にいたる極東外交十年の推移（永橋）

- ⑭ 石川前掲書 一四八～一四九頁
- ⑮ 青木前掲書 一七七～一七八頁
- ⑯ 前掲「日本外交年表並主要文書」三八五頁
- ⑰ 原田熊雄「西園寺公と政局（第六卷）」岩波書店 昭和四二年 一〇六～一〇八頁。外務省百年史編纂委員会「外務省の百年」原書房 昭和五十四年 二八七～二八八頁
- ⑱ 田村前掲書 一八九頁。原田 同書 一九二～一九四頁、一一〇四～一一〇六頁、矢部貞治「近衛文麿」弘文堂 昭和二十七年 四六六～四六七頁
- ⑲ 前掲「外務省の百年」二八七～二八八頁、原田同書一〇五～一一〇頁
- ⑳ ディルクゼンの一六日付ドイツ國務大臣宛極秘至急電報（青木前掲書 一八三～一八五頁）三宅前掲書 七二頁
- ㉑ 石川前掲書 一五〇頁
- ㉒ 田村前掲書 一九〇頁
- ㉓ 昭和十三年五月七日の地方長官會議における広田外務大臣演説（青木前掲書一〇四頁）
- ㉔ 青木前掲書 一九二～一九三頁
- ㉕ 大畑篤四郎「日独伊防共協定・同強化問題（一九三五～一九三九）」（日本國際政治学会『太平洋戦争への道（第五卷）』朝日新聞社 昭和三十八年 六七頁）青木前掲書三四八頁 前掲「外務省の百年」四〇四頁
- ㉖ 前掲「外務省の百年」四〇八頁
- ㉗ 同書 四一〇頁
- ㉘ 植田捷雄「日独伊三国同盟」（日本外交学会『太平洋戦争原因論』新聞月鑑社 昭和二十八年 二八三頁）
- ㉙ 有田八郎「人の目の塵を見る」講談社 昭和二十三年 十頁。前掲「外務省の百年」四一三頁。
- ㉚ 有田外務大臣手記「所謂防共協定強化問題（三国同盟問題）の顛末」三〇頁
- ㉛ 同書 三一頁
- ㉜ 石川前掲書 一二六～一二七頁
- ㉝ 陸海外三省事務当局協議会に提出の日独伊提携強化案（前掲『日本外交年表並主要文書』三三四～三三五頁）、前掲『外務

省の百年』四三九頁

同書四四〇

同書四四〇

松岡外相・スター・マー特使会談要旨（前掲『日本外交年表並主要文書』四五三頁）

石川前掲書二二六～二二七頁

蘭印問題に關し新聞記者の質問に對する有田外務大臣の回答（前掲『日本外交年表並主要文書』四一六頁）

防衛庁防衛研修所戦史室「大東亜戦争開戦経緯(1)」朝雲新聞社 昭和四十八年三一頁

有田外相演説「國際情勢と帝國の立場」（前掲『日本外交年表並主要文書』四三三頁）

服部前掲書七二頁

前掲「日本外交年表並主要文書」五三一頁

服部前掲書 四六頁

有田八郎「馬鹿八と人はいう」光和堂 昭和三四年 一八二～一八三頁

有田八郎「人の目の塵を見る」講談社 昭和二八年 九九～一〇〇頁

服部前掲書一〇二頁

宇野前掲書三三頁

池井前掲書一七六頁

三宅前掲書三三頁、外務省史料館「日本外交史辞典」大蔵省印刷局 昭和五十四年 六一〇～六一一頁

石川前掲書一四八頁

田村前掲書一九〇頁